お届け出をお忘れなく

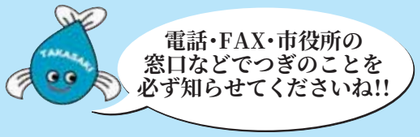

水道を使い始めるとき（開始届）

① 水道を使用する場所
② 使用者の名前と電話番号
③ 使い始める（始めた）日
④ 料金の請求先

水道の使用をやめるとき（中止届）

① 水道を中止する場所
② 水道を止める日
③ 精算分料金の請求先・精算方法
④ 連絡先の電話番号

水道料金のお支払方法

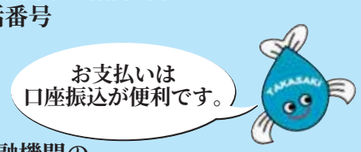

① 納付制

・水道局から送られる「納入通知書（はがき）」により取扱金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いする方法

② 口座振替

・お客様の指定した銀行等の口座からお引落しをする方法
・お引き落しは２ヶ月に一度検針した翌月１０日（金融機関休業日は翌営業日）です。
請求金額については「使用水量のおしらせ」をご覧下さい。

連絡先・問い合わせは　下水道局料金課（庁舎１階番窓口）
TEL 027−321−1283　FAX 027−326−6501

維持管理課からのお知らせ　ニセ下水道職員に注意!

連絡先・問い合わせは　下水道局維持管理課（庁舎19階）
TEL 027−321−1290（直通）　FAX 027−325−8352

高崎市　第9号　平成17年5月15日

水のめぐみ

水道・下水道だより

編集・発行（年4回発行）　高崎市水道局・下水道局
高崎市高松町35番地1
TEL.027-321-1282

給水人口	246,567人	平成17年3月31日現在
給水戸数	99,825戸	
水洗化人口	197,376人	
水洗化戸数	80,490戸	

水道週間のお知らせ

6月1日～7日

水道水　まちのすみまで　未来まで

水道週間とは？

昭和３３年の日本水道協会第２７回総会で、人類にとって不可欠な水の恩恵に感謝し、すべての国民に水への認識をもっていただく機会をつくることを趣旨とした「『水の記念日』の制定方について」が提案され、これを受けて、厚生省（当時）の広報活動の一環として、翌３４年７月２５日から３１日にかけて、第１回水道週間が行われました。

その後第６回目から、６月１日からの一週間を水道週間とするようになり、今年で４７回目を迎えます。

どんなことをするの？

水道は、私たちにとってあまりにも身近であるために、ふだんはつい何気に使っています。しかし、私たちの暮らしは水道なくしては成り立ちません。１年に一度、毎日の生活と水道との関わりについて、ちょっと考えてみませんか。高崎市では、そのためのイベントやPR活動を実施します。

水道週間のイベント

日時　6月4日（土）　午前10時～午後4時
会場　若田浄水場
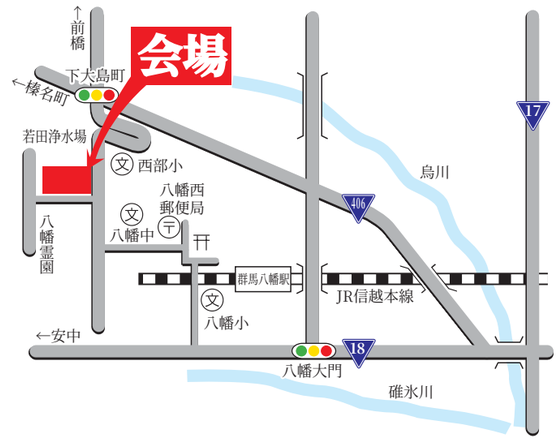
- 鉢花の無料配布（先着順）
- 地元産野菜の即売会
- 浄水場の「集中監視システム」見学会
- 金魚すくい・サイコロころがし・フリースロー大会など各種ゲーム（景品多数）
- 災害が起きたときに使用するウォーターパックや小型浄水機の実演コーナー
- きき水コーナー
- モデル撮影会